

保護者各位

習志野市教育委員会
学校教育部保健体育安全課長

習志野市立学校等の給食費等に関する規則の概要について(お知らせ)

日頃より、学校給食の運営につきまして、御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、令和7年度の給食費につきましては、「習志野市立学校等の給食費等に関する規則」に基づき決定しますので、概要についてお知らせいたします。

記

1. 給食費の額（令和7年度、保護者負担額は据え置き）

学校給食費は、小学校(低学年・高学年)、中学校の各区分に応じた1食あたりの額を定め、給食の実施回数に乗じた額を請求額としています。

1食あたりの金額は、以下のとおりとなります。

対象	改定前 給食費		改定後 給食費	増減額 (市負担)	保護者 負担額
小学校低学年 (1～3年)	280円	➔	316円	+36円	280円
小学校高学年 (4～6年)	330円		372円	+42円	330円
中学校	365円		410円	+45円	365円

2. 「遅延損害金」について（「習志野市立学校等の給食費等に関する規則（第7条）」）

給食費を滞納（納期を過ぎて給食費を納付）した場合、民法に規定する法定利率による遅延損害金が発生します。

3. 給食費の調整（「習志野市立学校等の給食費等に関する規則（第9条）」）

次の場合には、給食費の額を減額又は調整します。

- ① 食物アレルギーで牛乳が飲めない場合、1本分の牛乳代金を減額します。ただし、飲用牛乳以外のアレルギーは対象外です。
- ② 学校保健安全法第20条(インフルエンザなどの感染症)による学校・学級閉鎖の場合の欠食分は減額します。ただし、閉鎖が決定した日から3日後以降の欠食分が該当します。また、連続して5日以上給食の提供を受けることができない

い場合(疾病等)、転入学、転出その他の事由により年度途中から給食の提供が不要となった場合、個々に申し出いただき、申し出があった日から3日後以降(土、日、祝日を除く)の欠食分が減額対象となります。

(この場合、「習志野市立学校等給食停止(再開)届」の提出が必要です。)

※詳細につきましては、習志野市のホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

学校教育部 保健体育安全課 給食係

電話:047-411-8022(直通)

令和 7 年 4 月 5 日

習志野市立大久保東小学校

保護者 様

習志野市長 宮本 泰介 (公印省略)

令和 7 年度給食費 (保護者負担額) の納付期限と請求額について (お知らせ)

春陽の候、保護者の皆様には、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本年度の給食費 (保護者負担額) の納付期限と請求額が下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

【令和 7 年度 大久保東小学校 給食費 (保護者負担額) の納付期限と請求額】

	納付期限 (口座振替日)	1~3 年生 (1 食 280 円)	4、5 年生 (1 食 330 円)	6 年生 (1 食 330 円)
1 回目	6 月 30 日 (月)	5,320 円	6,270 円	5,940 円
2 回目	7 月 31 日 (木)	5,320 円	6,270 円	5,940 円
3 回目	9 月 1 日 (月)	5,320 円	6,270 円	5,940 円
4 回目	9 月 30 日 (火)	5,320 円	6,270 円	5,940 円
5 回目	10 月 31 日 (金)	5,320 円	6,270 円	5,940 円
6 回目	12 月 1 日 (月)	5,320 円	6,270 円	5,940 円
7 回目	12 月 29 日 (月)	5,320 円	6,270 円	5,940 円
8 回目	2 月 2 日 (月)	5,320 円	6,270 円	5,940 円
9 回目	3 月 2 日 (月)	5,320 円	6,270 円	5,940 円
10 回目	3 月 31 日 (火)	1 年生 3,080 円	4 年生 3,630 円	6 年生 5,940 円
		2 年生 4,200 円	5 年生 3,630 円	
		3 年生 4,200 円		
(予定) 年間合計額と実施回数		1 年生 50,960 円 182 回	4 年生 60,060 円 182 回	6 年生 59,400 円 180 回
		2 年生 52,080 円 186 回	5 年生 60,060 円 182 回	
		3 年生 52,080 円 186 回		

※行事等により実施回数に変更になる場合は、10 回目の金額を変更し調整いたします。

その際はまたお知らせいたします。

【問合せ先】 習志野市教育委員会保健体育安全課

TEL : 047-411-8022